

食品中の放射性物質の最近の検出状況

平成30年10月

消 費 者 庁
食 品 安 全 委 員 会
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省

目次

- | | | |
|---|---------------|-------|
| 1 | 農林水産物の放射性物質対策 | 2～ 8 |
| 2 | 検査の仕組み | 9～15 |
| 3 | 検査の結果 | 16～25 |

1 農林水産物の放射性物質対策①

□ 基準値を超える食品が流通しないよう、検査を実施し、結果に基づき、出荷制限を実施

原子力災害対策本部

- 食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除

設定・解除の指示

解除の申請

関係都県等

- 食品の検査計画の策定・検査の実施
- 食品の出荷制限・摂取制限の実施

要請・支援

報告

厚生労働省

食品中の放射性物質 基準値の設定

- 検査結果の情報公開

支援

農林水産省

- 検査に関する技術的助言、検査計画の策定支援
- 生産現場での放射性物質の低減対策等に関する技術的助言、資材中の暫定許容値等の設定

連携

諮問

答申

食品安全委員会

- 食品中の放射性物質の食品健康影響評価

原子力規制委員会

- 放射線審議会

2

1 農林水産物の放射性物質対策②

食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量1ミリシーベルト**（介入線量レベル）を踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定している。

※（FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）の合同委員会）

放射性セシウムの基準値

（平成24年4月～現在）

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

（単位：ベクレル/kg）

食品から追加的に
受ける線量（人体
への影響）の上限

**年間線量
1ミリシーベルト**

食品1kg
あたりの量
に換算

3

1 農林水産物の放射性物質対策③

□ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (ガイドライン)

- ・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定
最新の知見を反映して適宜改正しており、直近では平成30年3月23日に改正
- ・国が検査対象都県に対象品目、検査頻度等を設定
放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省

- 
- ・検査対象都県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知)
 - ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

平成30年2月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品(野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等)
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品(乳、牛肉)
 - ・生産資材への影響の状況から、検査が必要な食品(原木きのこ類)
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度: 検出レベル・品目の生産、出荷等の実態に応じて実施

参考: <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000198608.html>

4

1 農林水産物の放射性物質対策④

□ 基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限

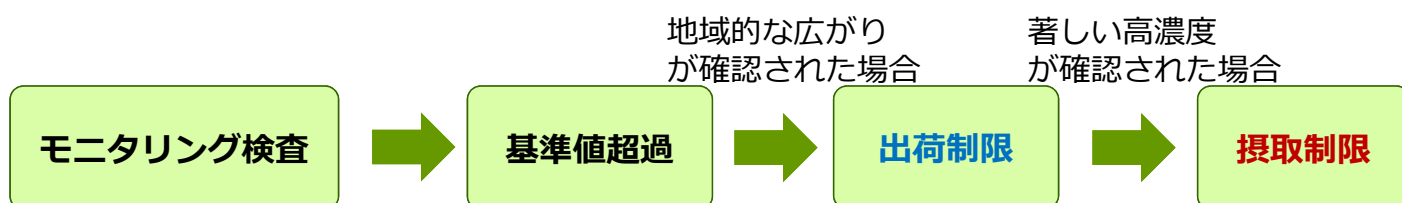
- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり3か所以上、すべて基準値以下 など



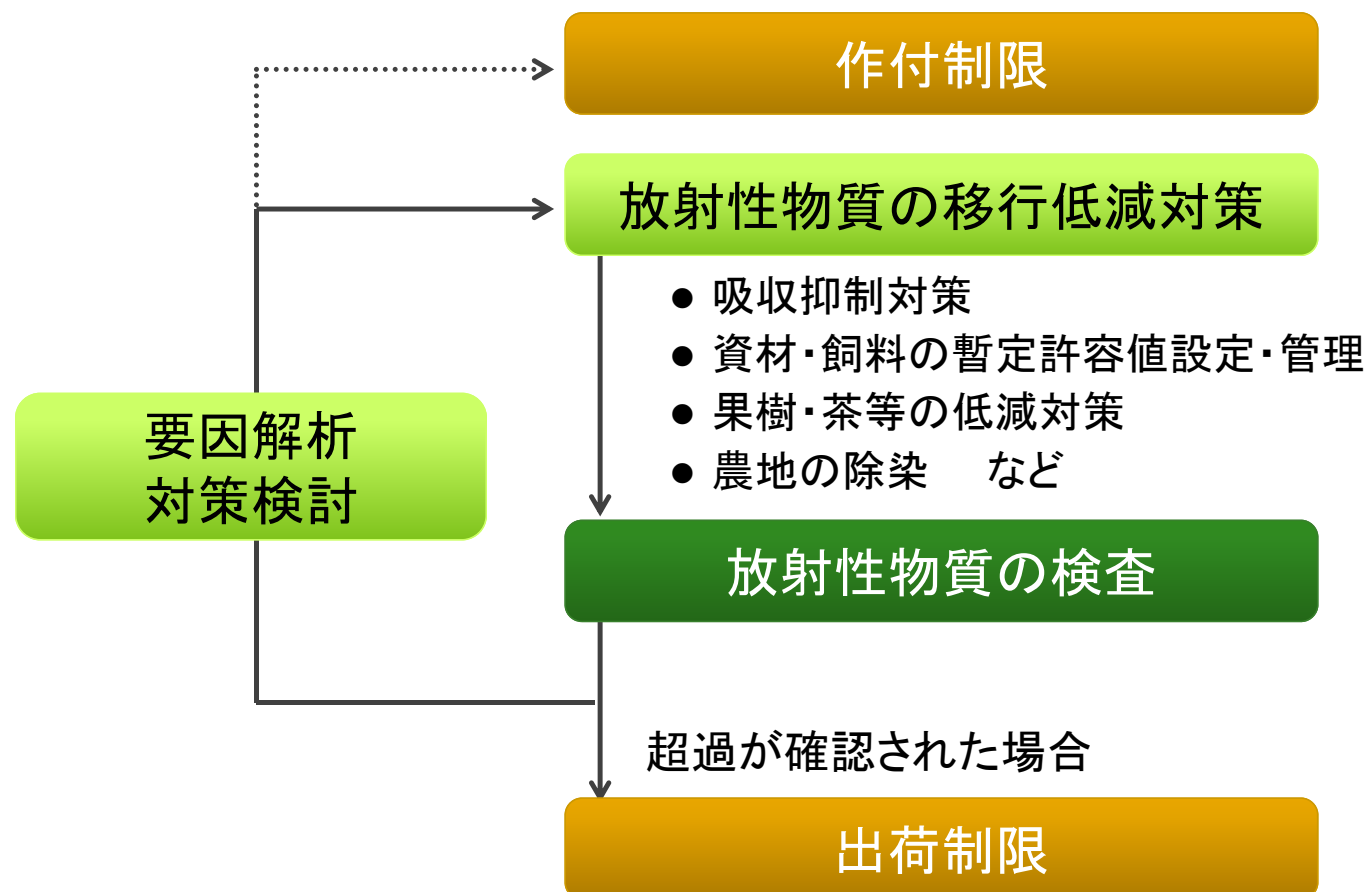
*食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されている。
基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られる。

*出荷制限が指示された品目・区域については、家庭で栽培・採取された場合にも、
比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があるため、頻繁に食べることは避けてください。

5

1 農林水産物の放射性物質対策⑤

□ 生産段階で安全確保の取組を実施



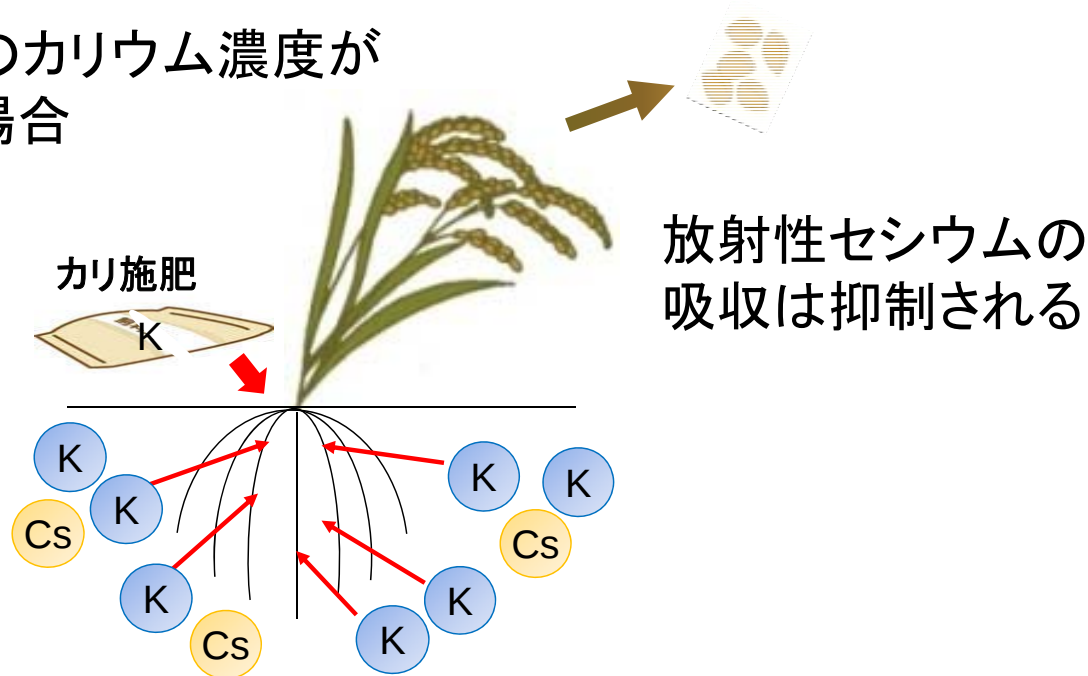
6

1 農林水産物の放射性物質対策⑥

□ カリ施肥による稲の吸収抑制対策

- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。

土壌中のカリウム濃度が
適正な場合



7

1 農林水産物の放射性物質対策⑦

□ きのこと等の特用林産物の安全確保対策

- 安全な生産資材の導入、栽培管理ガイドラインの実施
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木※の確保 ※放射性セシウムの指標値 50 Bq/kg
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこと原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報提供、巡回指導



8

2 検査の仕組み①

□ 検査対象自治体(17都県)

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、
山梨県、長野県、静岡県

□ 検査対象品目の分類

栽培/飼養管理が 可能な 品目群	野菜・いも類、果実類・種実類、米、麦類、 豆類・雑穀類、肉類、卵類、原乳、茶(飲用状態)、 きのこ類(栽培)(原木きのこ類を除く)、 山菜類等(栽培)
原木きのこ類	原木きのこ類
栽培/飼養管理が 困難な 品目群	きのこ類(野生)、山菜類等(野生)、 野生鳥獣肉類、水産物、はちみつ

(原木きのこ類は、栽培/飼養管理が**可能な**品目であるものの、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある)

9

□ 検査対象自治体の拡大の経緯

H23. 4. 4 福島県、茨城県、栃木県、群馬県

← 総理指示対象自治体 4県

宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都

← 隣接自治体等 7県

H23. 6.27 神奈川県

← 茶での暫定規制値超過 1県

山梨県、静岡県

← 隣接自治体 2県

H23. 8. 4 岩手県、秋田県

← 牛肉での暫定規制値超過 2県

青森県

← 隣接自治体 1県

2 検査の仕組み②

□ 放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も限定的

□ 栽培/飼養管理が可能な品目群と困難な品目群では、放射性物質の検出状況が大きく異なる

(基準値超過の割合:平成29年4月～平成30年3月)

栽培/飼養管理が可能な品目群 1／約22万点

困難な品目群 185／約 2万点



栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目①

□ 検査対象品目毎に検査対象自治体を定める

栽培/飼養管理が
可能な品目群
(原木きのこ類を除く)

直近3年間で、基準値の1/2の
超過がある県では継続
(他の都県も必要に応じて実施)

原木きのこ類

栽培/飼養管理が
困難な品目群

17都県で実施

12

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目②

栽培/飼養管理が**可能な**品目群(原木きのこ類を除く。)

【検査対象自治体】

直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

		岩手県	宮城県	福島県
基準値超の品目	果実類			◎
基準値の1/2～基準値の品目	野菜類	-	-	●
	果実類	-	-	●
	米	-	-	■
	大豆	-	-	■

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は岩手県、宮城県、福島県及び栃木県において実施する。

直近1年間(平成29年4月1日から平成30年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎：基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

■：別添において検査対象となっているもの。

－：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

13

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目③

①栽培/飼養管理が困難な品目群

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	◎	□	◎	◎	◎	●	□	◎	□	◎	□	□	◎	◎	◎	◎
	野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	●	◎	●	◎	◎	□	□	□	□	□	□	◎	□
基準値の1/2～基準値の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	□	●	●	□	●	□	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	海産魚種	—	□	—	□	—	□	—	×	×	◎	×	—	—	—	×	×	—
	内水面魚種	—	◎	—	◎	—	◎	□	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—

直近1年間(平成29年4月1日から平成30年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

□: 対象品目の管理の困難性(野生のきのこ・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(海産魚種)を考慮し検査が必要なもの。

—: 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

×: 該当なし。

※別表(1)又は(2)に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施。以下、原木きのこ類及び栽培/飼養管理が可能な品目群においても同じ。

14

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目④

②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
原木きのこ類	▲	●	▲	●	▲	●	◎	●	◎	◎	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

直近1年間(平成29年4月1日から平成30年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

▲: 生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。

15

3 検査の結果①

□ 検査点数(品目別、平成29年度)

検査点数	品目別の検査点数（括弧内は点数(点)）
10,001点以上	肉類(211,133)、水産物(海産)(13,673)
1,001点以上10,000点以下	野菜類・いも類(4,948)、果実類・種実類(1,181)、 原木きのこ類(2,384)、山菜類等(野生)(2,435)、 野生鳥獣の肉類(1,638)、水産物(淡水産)(2,108)
101点以上 1,000点以下	米(371)、麦類(198)、豆類・雑穀類(715)、 卵類(140)、原乳(858)、 菌床きのこ類(742)、山菜類等(栽培)(525)、 きのこ類(野生)(929)
100点以下	茶(飲用状態)(44)、はちみつ(50)

16

3 検査の結果②

□ 検査点数の推移

	年 度						
	H23 ^{注2}	H24	H25	H26	H27	H28	H29
検査点数 ^{注1} 合計	93,288	212,922	248,273	233,738	260,794	249,833	245,086
栽培/飼養管理が 可能な品目群	82,182	188,522	221,047	205,208	235,389	223,108	220,855
原木きのこ類	1,494	1,854	1,678	2,276	2,352	2,554	2,384
栽培/飼養管理が 困難な品目群	6,491	20,530	23,707	24,794	21,596	22,812	20,833
その他 (加工品 ^{注3} 等)	3,121	2,016	1,841	1,460	1,457	1,359	1,014

注1 出荷前の検査

注2 H23年3月を含む

注3 農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの

17

3 検査の結果③

□ 濃度別点数^{注1}の推移(栽培/飼養管理が可能な品目群^{注2})

食品中の放射性セシウムの濃度 (Bq/kg)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
25以下	78,252 (96.74%)	183,323 (98.94%)	216,511 (99.09%)	202,925 (99.92%)	233,675 (99.95%)	221,536 (99.98%)	219,916 (99.98%)
25超50以下	1,192 (1.47%)	920 (0.50%)	1,012 (0.46%)	153 (0.08%)	95 (0.04%)	42 (0.02%)	32 (0.01%)
50超100以下	906 (1.12%)	894 (0.48%)	884 (0.40%)	17 (0.01%)	26 (0.01%)	10 (0.005%)	4 (0.002%)
100超	539 (0.67%)	157 (0.09%)	87 (0.04%)	2 (0.001%)	5 (0.002%)	0 (0%)	1 ^{注3} (0.0005%)

注1 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合
検出限界値未満のものは、便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

注2 基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く

注3 特定ほ場のクリ(平成24年10月以降販売を中止しており、十分な栽培管理をしていないが継続して調査しているもの)であり、出荷されることはない

18

3 検査の結果④

□ 濃度別点数^{注1}の推移(原木きのこ類)

食品中の放射性セシウムの濃度 (Bq/kg)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
25以下	977 (65.4%)	1,073 (57.87%)	1,274 (75.92%)	2,016 (88.58%)	2,106 (85.71%)	2,243 (87.82%)	2,193 (91.99%)
25超50以下	101 (6.76%)	317 (17.1%)	328 (19.6%)	229 (10.1%)	226 (9.61%)	290 (11.4%)	177 (7.42%)
50超100以下	130 (8.70%)	229 (12.4%)	76 (4.5%)	28 (1.2%)	20 (0.85%)	21 (0.83%)	13 (0.55%)
100超	286 (19.1%)	235 (12.7%)	0 (0%)	3 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.04%)

注1 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合
検出限界値未満のものは、便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

19

3 検査の結果⑤

濃度別点数^{注1}の推移(栽培/飼養管理が困難な品目群)

食品中の放射性セシウムの濃度(Bq/kg)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
25以下	3,567 (54.95%)	14,835 (72.26%)	20,455 (86.28%)	22,506 (90.77%)	20,412 (94.52%)	21,092 (92.46%)	19,855 (95.31%)
25超50以下	781 (12.0%)	2,241 (10.92%)	1,336 (5.64%)	1,068 (4.31%)	573 (2.65%)	845 (3.70%)	534 (2.56%)
50超100以下	800 (12.3%)	1,626 (7.92%)	1,014 (4.28%)	678 (2.73%)	352 (1.63%)	425 (1.86%)	259 (1.24%)
100超	1,343 (20.69%)	1,828 (8.9%)	902 (3.80%)	542 (2.19%)	259 (1.20%)	450 (1.97%)	185 (0.89%)

注1 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合
検出限界値未満のものは、便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

3 検査の結果⑥

100 Bq/kg超が検出された点数^{注1}の推移(品目等別) は、基準値超過がみられた年度

【栽培/飼養管理が可能な品目群】

検査年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
野菜・いも類	167 (3.3%)	8 (0.07%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
果実類・種実類	73 (5.8%)	15 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 ^{注5} (0.1%)
米	9 (0.3%)	84 (1.0%)	28 (0.8%)	0 (0%)	2 ^{注3} (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)
麦類	2 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
豆類・雑穀類	18 (1.9%)	39 (0.5%)	59 (0.7%)	2 (0.06%)	3 ^{注4} (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)
肉類	261 (0.4%)	7 (0.005%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
卵類	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
原乳 ^{注2}	3 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
茶 ^{注2}		13 (1.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
菌床きのこ類	7 (2.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
山菜類等(栽培)	2 (1.7%)	6 (2.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

検査年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
原木きのこ類	286 (19%)	235 (13%)	0 (0%)	3 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.04%)

【栽培/飼養管理が困難な品目群】

検査年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
きのこ類(野生)	36 (13%)	82 (18%)	46 (8.5%)	34 (5.3%)	16 (2.4%)	20 (2.2%)	15 (1.6%)
山菜類等(野生)	28 (23%)	183 (13%)	138 (5.8%)	59 (2.1%)	63 (2.6%)	41 (1.2%)	29 (1.2%)
野生鳥獣肉類	373 (61%)	491 (40%)	417 (30%)	349 (26%)	166 (19%)	378 (22%)	130 (7.9%)
水産物	海産	744 (16%)	830 (6.0%)	192 (1.2%)	50 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)
	淡水産	161 (18%)	240 (7.0%)	109 (3.1%)	50 (1.5%)	14 (0.6%)	11 (0.5%)
はちみつ	1 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

注1 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合
注2 原乳は50 Bq/kg、茶は飲用状態で10 Bq/kg
(H23は茶葉の状態を検査したため除外)
注3 H27の米の2点は、26年産米が検査されたもの。27年産米の基準値超過はゼロ。
注4 H27の豆類・雑穀類の3点のうち2点は、26年産大豆が検査されたもの。27年産豆類の基準値超過はゼロ。
注5 特定ほ場のクリ(平成24年10月以降販売を中止しており、十分な栽培管理をしていないが継続して調査しているもの)であり、出荷されることはない。

□ 元になっている検査データ

- 厚生労働省のウェブページで公表している検査データ

参考: 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>

- 検査結果が公表された日付で、各年度毎に集計
(平成23年度は、平成23年3月を含む)
- ガイドラインで検査対象自治体となっている17都県で、
生産・検査された農林水産物を抽出(流通品は含まない)

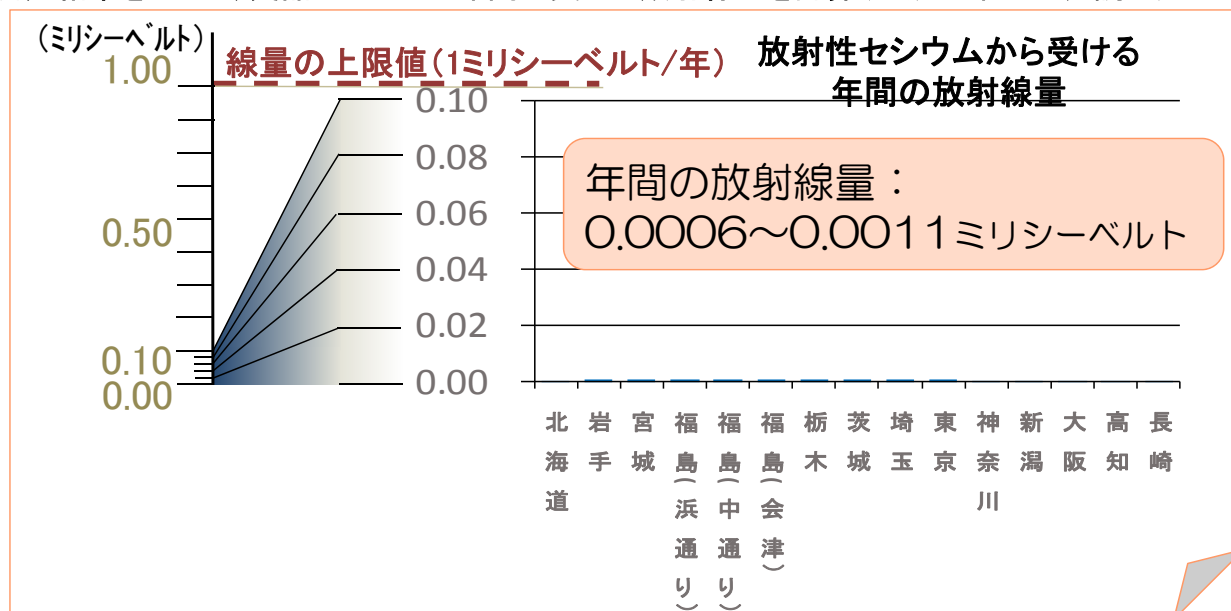
注 掲載している割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合がある

22

3 検査の結果(食品から受ける放射線量)

□ 流通食品での調査(マーケットバスケット調査)

- 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定
国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定
 - ◆ 通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
 - ◆ 生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入
- この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算(平成29年9・10月調査)



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下

(参考) 牛肉の検査結果(全国)

□ 食品中の放射性セシウム濃度(各欄は、検査点数に対する検出点数の割合)

・牛肉

(Bq/kg)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
50以下	98.922%	99.985%	99.997%	100%	100%	99.999 %	100%
50超100以下	0.768%	0.012%	0.003%	0%	0%	0.001%	0%
100超	0.310%	0.003%	0%	0%	0%	0%	0%
検査点数	84,166	186,702	244,109	235,063	273,647	261,226	254,964

・栽培/飼養管理が可能な品目群(牛肉を除いたもの)注2

(Bq/kg)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
50以下	95.378%	97.204%	96.856%	99.905%	99.819%	99.953%	99.95%
50超100以下	2.26%	2.38%	2.86%	0.085%	0.15%	0.05%	0.04%
100超	2.37%	0.414%	0.28%	0.009%	0.03%	0%	0.01%
検査点数	11,747	36,889	30,626	21,020	16,961	13,186	9,379

注1 地方自治体(17都県以外も含む)から厚生労働省に報告されたもののうち、産地が明確なものを集計(流通品は含まない)

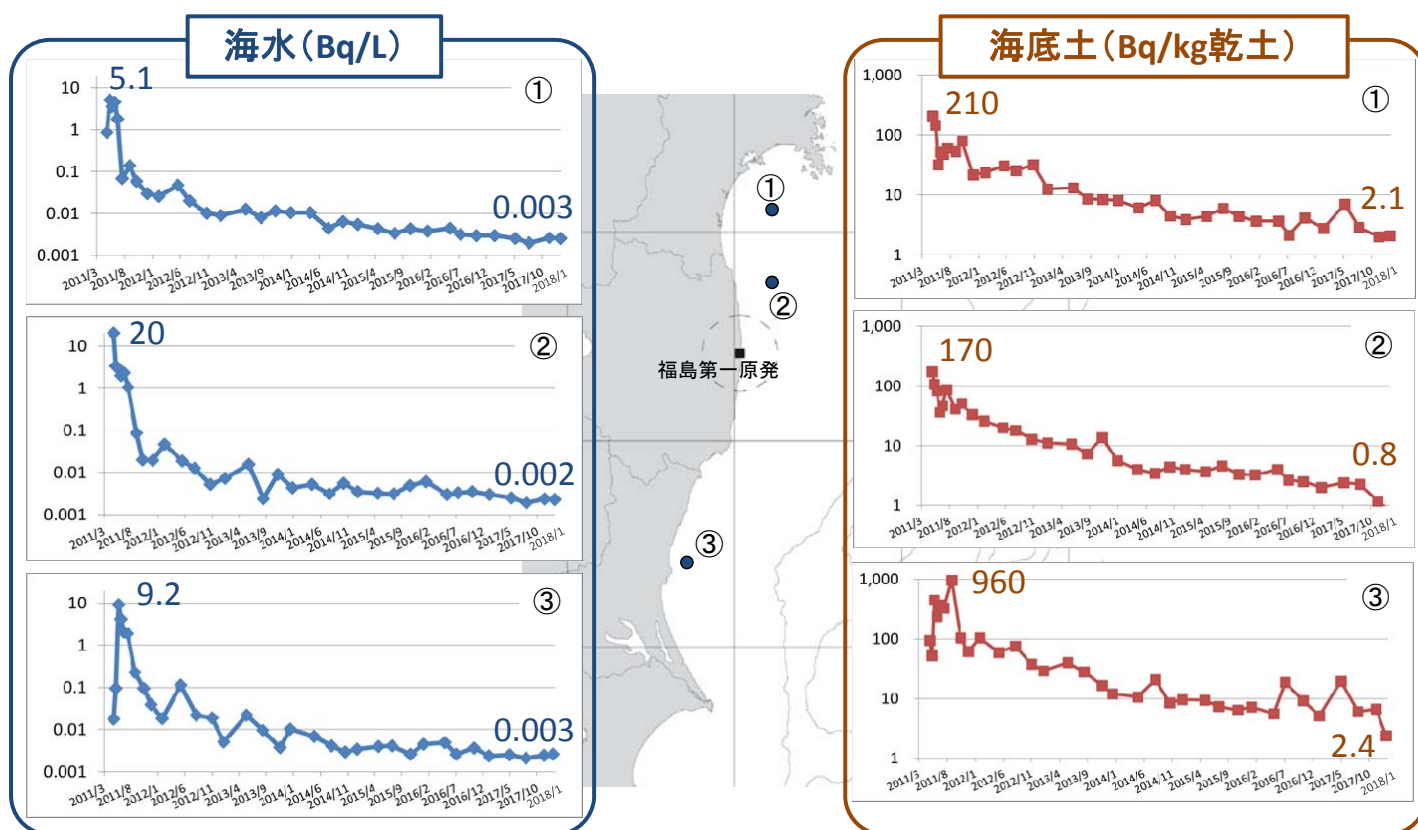
注2 原木きのこ類、基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く

注3 掲載している割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合がある

24

(参考) 海水・海底土のモニタリング調査

○ 福島県及び隣接県沿岸の海水・海底土中の放射性セシウム濃度は低下傾向。



(原子力規制委員会・文部科学省作成資料をもとに水産庁で編集)

25

検査結果の詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。

「食品中の放射性セシウム濃度の検査結果」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/radio_nuclide/index.html